

目次

D I -CV-3rd-★上告受理状	2
D I -CV-3rd-★上告状	9

上告受理申立書兼理由書

令和2年9月16日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2860 職業 会社員
氏名 鈴木通夫 電話 0278-72-5037
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3334 職業
氏名 小林時雄 電話 0278-72-5735
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2681-1 職業
氏名 鈴木政治 電話 0278-72-5882
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3329 職業 教員
氏名 石井恵子 電話

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第740号 慰謝料請求控訴事件について、
令和2年9月2日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから上告
受理申立します。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被上告人らは、上告人に対し、連帶して10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、三審とも全て、被上告人らの負担とする。

第3 上告理由

1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない

からこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。
しかしながらこの判決は、後述の通り、当り前のこと(控訴理由)を、合理的根拠無く無視しており、判決の理由が極めて片手落ちであり、また、結果として法令違反を看過しているので、法令の解釈の誤りとも言え、総じて、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法318条1)ですから上告受理申立します。
同時に、合理的根拠が無いので、経験則違反や論理則違反など、自由心証主義(民訴法247条)違反であり、信義則(民法1条2)違反であり、公序良俗違反(民法90条)です。

① 当り前のこと、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したこと(公序良俗の偽装)

後述の反論1から4は全て、当り前のこと無視しており、それにより、人格権(自律権や表現の自由、いずれも憲法13条)の侵害、不法行為責任(民法709, 710条)、脅迫罪(刑法222条)、名誉毀損罪(刑法230条)、などを看過(誤解釈)しております。

② 控訴理由を、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したこと(司法拒絶)

後述の反論1から4は全て、控訴理由を無視しており、意味的に裁判の手続目的を阻害しており、訴訟手続上の重大な違反であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。

③ 判決の理由が極めて片手落ちなこと

後述の反論1から4は全て、訴えに対する理由をほとんど示しておらず、稀に示した場合でも、総じて、極めて片手落ちであり、実質的な理由不備(民訴法312条2項六号)であり、品位を辱める行状(裁判所法49条(懲戒))であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)であり、信用失墜行為(国家公務員法99条)です。

(まとめ) 最高裁判所が直視すべき案件です(組織的な司法拒絶)

後述の通り、本件は組織的な隠蔽(司法権の濫用)であり、他の事件とは原因が異なります。組織的な司法権濫用は現行司法制度の想定外の事態ですから、その元締めである最高裁判所が対処しなければ、社会正義が保てません。

民事の上告は組織的隠蔽には対処できない、という結論でいいのか?ということです。

また、訴えたのが村八分ですから、社会的影響度も大きい案件です。

ですから、規定された上告理由の有無に係らず、必ず審判すべき案件だと思います。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前ことを認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

包囲網とは、被害届2018に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪(女のブラックリスト)です。

したがって、私としては、第一審の機能とS.O.S.を、最高裁判所に求めるしかありません。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 上告理由の説明

① 当り前のこと、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したことの違法性

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。認めないとは、心証だけで理由が無いか、一応の理由は有るが、私が訴えた当り前の(主要

な)要素を無視しているので、極めて片手落ちで、実質的に理由が無いということです。

無視するとは、判定していない(触れていない)ということです。

当り前のことを認めないことの違法性は、第一に、反社会性です。

著しく不合理なので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為(公序良俗の偽装)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、私への人権侵犯性であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意(脅迫罪、刑法 222 条)です。

職責違反による手続目的の妨害であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使の妨害であり、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)です。また、著しく不合理で反復回数も多いことから、故意に相違なく、故意ということは信義に従った誠実な義務の履行(裁判)とは言えず、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反です。

第 5 上告理由の詳細(原判決の問題点)

付した★や●の数が多いほど、不当性が高いと考えています。

●●●反論 1 不法行為 1 の判定は法令違反です(判決書 6 頁下)

判決書の第 3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(1)の、被控訴人らの発言は、意見の表明に過ぎず、不当な干渉ないし妨害と目すべき点もない旨に対し、

★★★ 総合的な人権侵犯性と反社会性を無視(判定洩れ)

以下の1から8は全て当り前のことであり、事前に組頭に提案を打診済であったこと、そもそも臨時の議題が禁止されてはいないこと、まして、共通の身の危険に関する議題なので、信義則ないし互敬の精神として、一般人は理由も無く他人の発言を妨害しないこと、まして、古くから特別の好意関係にあるはずの村人同士であること、いずれの発言も無根の詭弁ないし思い込みばかりであり、公正な論評ではなく、正当性が無いこと、更には、私が発言中に退席したこと、後回しにさせるよう煽動したこと、集会を終わらせるよう煽動したことなどから、反対する蓋然性や正当性が更々無く、人権侵犯性と反社会性が甚だしい言動と言え、意見などと呼べるものではなく、「我々はお前の発言(人権)など認めない」との、私の人格的生存(生命と自由と名誉)への無言の威力脅迫(脅迫罪、刑法 222 条)です。

総合すれば、予め私への害意を持った村人達による、不当な干渉ないし妨害であり、彼らの権利(表現の自由)の濫用(民法第 1 条 3)であり、私の自由意思や発言の自由を抑圧し、公然と侮辱し、人格権(自律権や表現の自由、いずれも憲法 13 条)を侵害したので、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」に当り、これによって生じた精神的損害を賠償する責任を負います(不法行為責任、民法 709, 710 条)。

この判定は上記各法令の誤解釈であり、社会的影響度も大きいので、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条)に当り、経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反です。

1★ 当該発砲の違法性を無視(判定洩れ) 控訴状 4 頁中 経験則違反

無意識下の至近距離からの対面発砲は、脅迫罪、殺人未遂罪、暴行罪、侮辱罪、狩猟法違反、自律権侵害、静穏権侵害などの疑いが強く、誰でも当たり前に害意(違法性)を感じるはずです。
総会①と②は、主にこの話に関する会話です。

2★ 当該発砲の違法性を感じない村人達の異常性を無視 控訴状 4 頁下

当該発砲の違法性を感じない村人達は明らかに異常なので、彼らの私への害意(事前共謀による侮辱と犯人隠避と脅迫)を示唆しているという蓋然性の看過であり、経験則違反です。

3★★ そもそも反対する蓋然性が無いことを無視(判定洩れ) 控訴状 2 頁下

事前に組頭に提案を打診済でしたし、そもそも臨時の議題が禁止されてはいないので、また、共通の身の危険は当たり前に常に最優先議題なので、反対する蓋然性が有りません。

つまり、彼らの私への害意を示唆しているという蓋然性の看過であり、経験則違反です。

4★★★ いざれも理由になっていないことを無視(判定洩れ) 控訴状 2 頁他

いざれの発言も無根の詭弁ないし思い込みであり、実質的に理由が無く、つまり、公正な論評ではなく、正当性が有りません。

同時に、彼らの私への害意を示唆しているという蓋然性の看過であり、経験則違反です。

甲 1 反 (鈴木通夫) 村の議題ではない旨 4 回 既述

甲 1 反 P1 中 (鈴木通夫) 「吉平だけでそんなことで決議をするなんてできないでしょ?」

甲 1 反 P1 下 (鈴木通夫) 「それは村で決議する問題ではないでしょ?って、」

甲 1 反 P3 中 (鈴木通夫) 「村でやる問題じゃないよ、それは。」

甲 1 反 P3 下 (鈴木通夫) 「だから、それを村でやる話じゃないでしょ?」

甲 2 反 P1 上 (小林時雄) 「ふふん、何が民主主義だよ。」

甲 2 反 P1 中 (小林時雄) 「逃げられるようなこと言うからだろ?」

甲 2 反 P1 下 (小林時雄) 「聞きたくないことは聞きたくない。」

甲 2 反 P1 下 (小林時雄) 「へへ、理由なんか無えんだよ。」

甲 2 反 P1 下 (石井恵子) 「議題をやりましょう。議題を進めましょう。」

甲 3 反 P2 中 (小林時雄) (鈴木政治) 「共通の危険じゃねえよ、そんなことは。」

甲 3 反 P3 上 (鈴木政治) 「それで国で決めてあることだもん、無えだっぺ。」

甲 3 反 P3 中 (小林時雄) 「証拠が有るんかい? へへへ」

甲 3 反 P3 中 (鈴木政治) 「総会これで閉めるなら閉めて。」

甲 3 反 P3 下 (鈴木政治) 「組の会議を終わりや、私、帰らしてもらうよ。」

甲 3 反 P4 上 (石井恵子) 「ここで言うことじゃないと思いますよ」

甲 3 反 P4 上 (石井恵子) 「違います、違うと思います。」

甲 3 反 P4 上 (石井恵子) 「おかしくないですよ。」

甲 3 反 P4 中 (石井恵子) 「皆さん、他の人達は身の危険を感じてません。」

甲 3 反 P4 下(石井恵子) 「総会を終わりにしましょう。」

甲 3 反 P4 下(鈴木正春政治) 「総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は。」

5★ 明らかに遮っていること

甲 1 号反訳書

経験則違反

特に、鈴木通夫の延べ37回もの私への反論は、事実上、私の発言を毎回執拗に遮っており、また、以下の通り、いざれも露骨な詭弁ないし思い込みであり、正当理由が有りません。

(鈴木通夫) 猿友会の許可証持った人達がやってることだから問題は無い旨 4回

(鈴木通夫) 車の免許と同じである旨 4回

(鈴木通夫) 誰も身の危険など感じない旨 9回

(鈴木通夫) 血痕や死骸は誰の仕業か判らないから脅迫とは感じない旨 4回

(鈴木通夫) 村の議題ではない旨 4回 既述

(説明) 当該発砲の違法性を無視しており、免許の有る人が犯罪をしない保証も無く、誰の仕業であろうと行為(現象)として脅迫であり、村の議題にふさわしく、いざれも理由になつていません。

6★★★ 私が発言中に、退席したこと(侵犯性と反社会性)を無視 経験則違反

甲 1 反 P3 中(鈴木通夫) 「はあいいや、帰るべえ」

甲 2 反 P1 中(小林時雄) 「(総会①の件)逃げられるようなこと言うからだろ?」

甲 3 反 P3 下(鈴木政治) 「組の会議を終わりや、私、帰らしてもらうよ」

(説明) いざれも元組頭経験者が、私の発言中に、他の村人を煽動して途中帰宅したことは、他の村人も追随し聞く者が居なくなつたことから、極めて妨害的、かつ、私の人格無視の侮辱的言動であり、また、このような恣意的途中退席は村の秩序を乱すので、認められません。

7★★★ 私が発言中に、集会を終わらせるよう煽動したこと(侵犯性)を無視

甲 3 反 P4 中(石井恵子) 「総会を終わりにしましょう」

甲 3 反 P4 下(鈴木正春政治) 「総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は。」

(説明) 私の人格無視の極めて侮辱的言動です。 経験則違反

8★★★ 私が発言中に、後回しにさせるよう煽動したこと(侵犯性)を無視

甲 1 反 P1 上(石井恵子) 「民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」

甲 2 反 P1 下(石井恵子) 「議題をやりましょう。議題を進めましょう。」

(説明) 私の人格無視の極めて侮辱的言動です。 経験則違反

●●●●●反論 不法行為2の判定は法令違反です(判決書6頁下) 経験則違反

判決書の第3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(2)の、本件奉仕作業への被控訴人らの4人揃った欠席については一審判決(証拠が無く、原告の主張は採用できない)の通りである旨について、

★★★★★ 天文学的超高確率をまたも無視(判定洩れ)

控訴状 4 頁下「3 不法行為 2 について」、及び、控訴審の準備書面 1 の「第 3 ★ 4 人揃った欠席は、確率的に、包囲網実在の証左です」の記載を、いずれも無視しております。この確率は超当たり前のことであり、出席義務の問題ではないことも誰でもわかります。総戸数約 20 戸、平均出席率 8 割前後の村の行事を、被告ら 4 人だけが揃って欠席する偶然確率は、32/100000000 であり、偶然では有り得ないので、知り得るはずのない情報を知っていること(常時監視の脅威)を仄めかすことによる、包囲網としての組織力の誇示に相違無く、組織力を誇示する意図は、「このように、お前は袋の鼠だ」との、私の人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の威力脅迫(意思決定の自由の抑圧)に相違無く、また、情報源が常時監視と前橋地裁からの漏洩のいずれでも、どちらも不正な情報入手です。この天文学的超高確率こそが、当り前に、充分過ぎるほどの証拠力の状況(間接)証拠です。つまり、上記の害意の無言の威力脅迫(脅迫罪、刑法 222 条)であり、私の人格権(自律権や表現の自由、いずれも憲法 13 条)の侵害による不法行為(民法 709, 710 条)です。このように、適法に提出した資料が無視されたので、判決に違法があるといえます。また、恣意性一覧表の相互関連性が示唆する包囲網の実在の蓋然性も極めて高度です。この判定は上記各法令の誤解釈であり、社会的影響度も大きいので、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条)に当り、経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反です。

●●●●反論 3 名誉毀損の判定は法令違反です(判決書 7 頁下)

判決書の第 3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(3)イの、「本件訴訟における必要性、関連性があり、主張方法も不相当とはいえないで、違法性が阻却される」旨について、

★★★★内容面の侵犯性を無視(判定洩れ)

当該訴訟は、わたしが狂人か否かが争点ではなく、また、4 人は認否の理由を未だ示していないので、主張内容として必要性も関連性も無く、また主張方法としても、訴訟の相手方を皆で狂人扱いする摘示は、無能力者扱いすることによって相手の主張の信憑性を下げようとするものであり、社会通念上、著しく信義則(民法 1 条 2)違反で、発想自体が反社会的で不相当であり、答弁の範囲を逸脱した過剰防衛であり、信義誠実に従った訴訟追行義務(民訴法 2 条)違反であり、同人らの権利(表現の自由)の濫用(民法第 1 条 3)であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との害意の表示であり、私の人格権(自律権、憲法 13 条)の侵害であり、「公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した者」に当る、当り前の、典型的な名誉毀損罪(刑法 230 条)であり、違法性は阻却されません。

同時に、上記害意の無言の威力脅迫(脅迫罪、刑法 222 条)であり、私の人格権の侵害による不法行為責任(民法 709, 710 条)が生じるので、この判定は上記各法令の誤解釈であり、社会的影響度も大きいので、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条)に当り、経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反です。

答弁による名誉毀損 1

4 人は、令和元年 9 月 12 日付の 1 回目準備書面で、下記①と②の誹謗中傷を重ねました。

私が被害妄想である旨も、私が正常な人間ではない旨も、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、裁判期日 20190912(木)14:30 現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

① (1 頁) 「今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません」

② (3 頁) 「被害妄想も、はなはだしい限り」

答弁による名誉毀損 2

4人は、令和元年10月23日付の2回目準備書面において、下記③の誹謗中傷を重ねました。私の思考能力が無い旨は、上記1と同様の理由から、提出直後の裁判期日 20191031 14:30 現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

③ (2 頁) 「思考能力を疑わざるをえません」

答弁による名誉毀損 3

4人は、令和2年4月8日付の控訴答弁書において、下記④の誹謗中傷を重ねました。

これらは、上記1と同様の理由から、裁判期日 2020013:10 現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

④(5 頁) 「私どもからすると精神的疾患があると思えてなりません。まだ若いので現代医学からして早期の治療をしてあげて治してあげる事が出来ないのかと考えて居るのも事実です。」 (説明) 皆で狂人扱いして難を逃れようとするのは世の常です。

●●反論 4 被控訴人らは理由を示した旨(判決書8頁中) 論理則違反

判決書の第3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(3)イの、「被控訴人らが何らの理由も示さずに否認しているとはいえない」について、

これは別紙4(下記の訴訟中の名誉毀損3)の記述を指していますが、④から⑦の脈絡の無い誹謗中傷ないし因縁は、当たり前に、掲げた不法行為に対する、何の理由にも、なり得ません。原審はこれを、私が狂人であると信じる理由になると解釈したものと思われ、どのように解釈すれば理由になるのかを示していませんが、一方でこれは名誉毀損の「現実の悪意」の証左ともなりえますから、解釈を示すべきです。

被上告人らが為すべきことは、理由を示して正当に反論することです。

この判定は既述の反論3の名誉毀損の誤解釈の一因であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法318条)に当り、経験則違反による自由心証主義(民訴法247条)違反です。

★期日での被控訴人4人揃った欠席を認めたこと 不公平

真に「止むを得ない事情」と言えないでの、これは訴訟手続上の重大な違反と思われます。

第6 附属書類 副本10通

以上

上告状兼理由書

令和2年9月16日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2860 職業 会社員
氏名 鈴木通夫 電話 0278-72-5037
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3334 職業
氏名 小林時雄 電話 0278-72-5735
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2681-1 職業
氏名 鈴木政治 電話 0278-72-5882
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3329 職業 教員
氏名 石井恵子 電話

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第740号 慰謝料請求控訴事件について、
令和2年9月2日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから上告します。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被上告人らは、上告人に対し、連帶して10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、三審とも全て、被上告人らの負担とする。

第3 上告理由

1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない

からこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。
しかしながらこの判決は、後述の通り、当り前のこと(控訴理由)を、合理的根拠無く、無視しており、それにより、判決の理由が極めて片手落ちで、実質的な理由不備（民訴法312条2項六号）であり、結果として憲法違反を看過しているので、憲法の誤解釈とも言え、総じて、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反（民訴法312条1項）です。

① 当り前のこと、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したこと(公序良俗の偽装)

後述の反論1から4は全て、当り前のこと無視しており、それによる、人格権(自律権や表現の自由、いずれも憲法13条)の侵害の看過(誤解釈)であり、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反（民訴法312条1項）です。

② 控訴理由を、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したこと(司法拒絶)

後述の反論1から4は全て、控訴理由を無視しており、意味的に裁判の手続目的を阻害しており、訴訟手続上の重大な違反であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。

③ 判決の理由が極めて片手落ちなこと

後述の反論1から4は全て、訴えに対する理由をほとんど示しておらず、稀に示した場合でも、極めて片手落ちであり、実質的な理由不備（民訴法312条2項六号）です。

(まとめ) 最高裁判所が直視すべき案件です(組織的な司法拒絶)

後述の通り、本件は組織的な司法権の濫用であり、他の上告事件とは原因が異なります。

組織的な司法権濫用(隠蔽)は現行制度の想定外ですから、その元締めである最高裁判所が対処しなければ、社会正義が保てません。

民事の上告は組織的な隠蔽には対処できない、という結論でいいのか?ということです。

また、訴えたのが村八分ですから、社会的影響度も大きい案件です。

ですから、規定された上告理由の有無に係らず、必ず審判すべき案件だと考えます。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のこと認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

包囲網とは、被害届2018に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪(女のブラックリスト)です。

したがって、私としては、第一審の機能とS.O.S.を、最高裁判所に求めるしかありません。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 上告理由の説明

① 当り前のこと、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したことの違法性

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。
認めないと、心証だけで理由が無いか、一応の理由は有るが、私が訴えた当り前の(主要な)要素を無視しているので、極めて片手落ちで、実質的に理由が無いということです。

無視するとは、判定していない(触れていない)ということです。

当り前のこと認めないと、違法性は、第一に、反社会性です。

著しく不合理なので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為(公序良

俗の偽装)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、私への人権侵犯性であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意(脅迫罪、刑法 222 条)です。

職責違反による手続目的の妨害であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使の妨害であり、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)です。また、著しく不合理で反復回数も多いことから、故意に相違なく、故意ということは信義に従った誠実な義務の履行(裁判)とは言えず、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反です。

第 5 上告理由の詳細(原判決の問題点)

付した★や●の数が多いほど、不当性が高いと考えています。

●●●反論 1 不法行為 1 の判定は憲法違反です(判決書 6 頁下)

判決書の第 3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(1)の、被控訴人らの発言は、意見の表明に過ぎず、不当な干渉ないし妨害と目すべき点もない旨に対し、

★★★ 総合的な人権侵犯性と反社会性を無視(判定洩れ)

以下の1 から 8は全て当たり前のことであり、事前に組頭に提案を打診済であったこと、そもそも臨時の議題が禁止されてはいないこと、まして、共通の身の危険に関する議題なので、反対する蓋然性が更々無いこと、信義則ないし互敬の精神として、一般人は理由も無く他人の発言を妨害しないこと、まして、古くから特別の好意関係にあるはずの村人同士であること、いずれの発言も無根の詭弁ないし思い込みばかりであり、公正な論評ではなく、正当性が無いこと、更には、私が発言中に退席したこと、後回しにさせるよう煽動したこと、集会を終わらせるよう煽動したことなどから、意見などと呼べるものではなく、人権侵犯性と反社会性が甚だしい言動と言え、私への敵意を明らかに示唆しており、総合すれば、予め私への害意を持った村人達による、不当な干渉ないし妨害であり、彼らの権利(表現の自由)の濫用(民法第 1 条 3)であり、皆で私の自由意思や発言の自由を抑圧し、公然と侮辱し、人格権(自律権や表現の自由、いずれも憲法 13 条)を侵害しております。

以上から、この判定は、憲法遵守義務(憲法 13、99 条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法 312 条 1 項)に当り、また、合理的根拠の無い心証なので、実質的な理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)です。

1 ★ 当該発砲の違法性を無視(判定洩れ)

控訴状 4 頁中

無意識下の至近距離からの対面発砲は、脅迫罪、殺人未遂罪、暴行罪、侮辱罪、狩猟法違反、自律権侵害、静穏権侵害などの疑いが強く、誰でも当たり前に違法性(害意)を感じるはずです。総会①と②は、この話を前提としての会話ですから、看過は経験則違反です。

2 ★ 当該発砲の違法性を感じない村人達の異常性を無視

控訴状 4 頁下

当該発砲の違法性を感じない村人達は明らかに異常なので、彼らの私への害意(事前共謀による侮辱と犯人隠避と脅迫)を示唆しているという蓋然性の看過は経験則違反です。

3★★★ そもそも反対する蓋然性が無いことを無視(判定洩れ) 控訴状2頁下

事前に組頭に提案を打診済でしたし、そもそも臨時の議題が禁止されてはいないので、また、共通の身の危険は当り前に常に最優先議題なので、反対する蓋然性が有りません。
つまり、彼らの私への害意を示唆しているという蓋然性の看過は経験則違反です。

4★★★★ いざれも理由になつてないことを無視(判定洩れ) 控訴状2頁他

いざれも無根の詭弁ないし思い込みばかりであり、公正な論評ではなく、実質的に理由が無く、つまり、正当性が有りません。

また、彼らの私への害意を示唆しているという蓋然性の看過は経験則違反です。

甲1反 (鈴木通夫) 村の議題ではない旨 4回 既述

甲1反 P1中 (鈴木通夫) 「吉平だけでそんなことで決議をするなんてできないでしょ?」

甲1反 P1下 (鈴木通夫) 「それは村で決議する問題ではないでしょ?って、」

甲1反 P3中 (鈴木通夫) 「村でやる問題じゃないよ、それは。」

甲1反 P3下 (鈴木通夫) 「だから、それを村でやる話じゃないでしょ?」

甲2反 P1上 (小林時雄) 「ふふん、何が民主主義だよ。」

甲2反 P1中 (小林時雄) 「逃げられるようなこと言うからだろ?」

甲2反 P1下 (小林時雄) 「聞きたくないことは聞きたくない。」

甲2反 P1下 (小林時雄) 「へへ、理由なんか無えんだよ。」

甲2反 P1下 (石井恵子) 「議題をやりましょう。議題を進めましょう。」

甲3反 P2中 (小林時雄) (鈴木政治) 「共通の危険じゃねえよ、そんなことは。」

甲3反 P3上 (鈴木政治) 「それで国で決めてあることだもん、無えだっペ。」

甲3反 P3中 (小林時雄) 「証拠が有るんかい? へへへ」

甲3反 P3中 (鈴木政治) 「総会これで閉めるなら閉めて。」

甲3反 P3下 (鈴木政治) 「組の会議を終わりや、私、帰らしてもらうよ。」

甲3反 P4上 (石井恵子) 「ここで言うことじゃないと思いますよ」

甲3反 P4上 (石井恵子) 「違います、違うと思います。」

甲3反 P4上 (石井恵子) 「おかしくないですよ。」

甲3反 P4中 (石井恵子) 「皆さん、他の人達は身の危険を感じてません。」

甲3反 P4下 (石井恵子) 「総会を終わりにしましょう。」

甲3反 P4下 (鈴木正春政治) 「総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は。」

5★ 明らかに遮っていること 甲1号反訛書 経験則違反

特に、鈴木通夫の延べ37回もの私への反論は、事実上、私の発言を毎回執拗に遮っており、また、以下の通り、いざれも露骨な詭弁ないし思い込みであり、正当理由が有りません。

(鈴木通夫) 猿友会の許可証持った人達がやってることだから問題は無い旨 4回

(鈴木通夫)車の免許と同じである旨 4回

(鈴木通夫)誰も身の危険など感じない旨 9回

(鈴木通夫)血痕や死骸は誰の仕業か判らないから脅迫とは感じない旨 4回

(鈴木通夫)村の議題ではない旨 4回 既述

(説明) 当該発砲の違法性を無視しており、また、免許の有る人が犯罪をしない保証も無く、また、誰の仕業であろうと、行為(現象)として脅迫であり、村の議題にふさわしく、いずれも理由になりません。

6★★★ 私が発言中に、退席したこと(侵犯性と反社会性)を無視 経験則違反

甲1反P3中(鈴木通夫)「はあいいや、帰るべえ」

甲2反P1中(小林時雄)「(総会①の件)逃げられるようなこと言うからだろ?」

甲3反P3下(鈴木政治)「組の会議を終わりや、私、帰らしてもらうよ」

(説明) いずれも元組頭経験者が、私の発言中に、他の村人を煽動して途中帰宅したことは、他の村人も追随し聞く者が居なくなったことから、極めて妨害的、かつ、非人間扱いの侮辱的言動であり、また、このような恣意的途中退席は村の秩序を乱すので、認められません。

7★★★ 私が発言中に、集会を終わらせるよう煽動したこと(侵犯性)を無視

甲3反P4中(石井恵子)「総会を終わりにしましょう」

甲3反P4下(鈴木正春政治)「総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は。」

(説明) 非人間扱いの極めて侮辱的言動です。 経験則違反

8★★★ 私が発言中に、後回しにさせるよう煽動したこと(侵犯性)を無視

甲1反P1上(石井恵子)「民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」

甲2反P1下(石井恵子)「議題をやりましょう。議題を進めましょう。」

(説明) 非人間扱いの極めて侮辱的言動です。 経験則違反

●●●●●反論 不法行為2の判定は憲法違反です(判決書6頁下) 経験則違反

判決書の第3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(2)の、本件奉仕作業への被控訴人らの4人揃った欠席については一審判決(証拠が無く、原告の主張は採用できない)の通りである旨について、

★★★★★ 天文学的超高確率をまたも無視(判定洩れ)

控訴状4頁下「3 不法行為2について」、及び、控訴審の準備書面1の「第3★ 4人揃った欠席は、確率的に、包囲網実在の証左です」の記載を、いずれも無視しております。この確率は超当たり前のことであり、出席義務の問題ではないことも誰でもわかります。総戸数約20戸、平均出席率8割前後の村の行事を、被告ら4人だけが揃って欠席する偶然確率は、32/100000000であり、偶然では有り得ないので、知り得るはずのない情報を知っていること(常時監視の脅威)を仄めかすことによる、包囲網としての組織力の誇示に相違無

く、組織力を誇示する意図は、「このように、お前は袋の鼠だ」との、私的人格的生存への無言の威力脅迫(意思決定の自由の抑圧)に相違無く、また、常時監視と前橋地裁のいずれが情報源の場合でも、必ず不正な情報入手です。

この天文学的超高確率こそが、当たり前に、充分過ぎるほどの証拠力の状況(間接)証拠です。つまり、上記の害意の、私的人格権(自律権、憲法13条)の侵害です。

以上から、この判定は、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法312条1項)に当り、また、合理的根拠が無い心証なので、実質的な理由不備(民訴法312条2項六号)です。

●●●●反論3 名誉毀損の看過は憲法違反です(判決書7頁下)

判決書の第3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(3)イの、「本件訴訟における必要性、関連性があり、主張方法も不相当とはいえないで、違法性が阻却される」旨について、

★★★★内容面の侵犯性を無視(判定洩れ)

当該訴訟は、わたしが狂人か否かが争点ではなく、また、4人は認否の理由を示すことが先決なので、主張内容として必要性も関連性も無く、また主張方法としても、訴訟の相手方を皆で狂人扱いする摘示は、発想自体が反社会的で不相当であり、答弁の範囲を逸脱した過剰防衛であり、信義誠実に従った訴訟追行義務(民訴法2条)違反であり、同人らの権利(表現の自由)の濫用(民法第1条3)であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との害意の表示であり、私的人格権(自律権、憲法13条)の侵害であり、「公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した者」に当る、当たり前の、典型的な名誉毀損であり、違法性は阻却されません。これらを看過したこの判定は、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法312条1項)です。

答弁による名誉毀損1

4人は、令和元年9月12日付の1回目準備書面で、下記①と②の誹謗中傷を重ねました。
私が被害妄想である旨も、私が正常な人間ではない旨も、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、裁判期日20190912(木)14:30現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

① (1頁)「今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません」

② (3頁)「被害妄想も、はなはだしい限り」

答弁による名誉毀損2

4人は、令和元年10月23日付の2回目準備書面において、下記③の誹謗中傷を重ねました。
私の思考能力が無い旨は、上記1と同様の理由から、提出直後の裁判期日20191031 14:30現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

③ (2頁)「思考能力を疑わざるをえません」

答弁による名誉毀損3

4人は、令和2年4月8日付の控訴答弁書において、下記④の誹謗中傷を重ねました。

これは、上記1と同様の理由から、裁判期日 20200 13:10 現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

④(5頁)「私どもからすると精神的疾患があると思えてなりません。まだ若いので現代医学からして早期の治療をしてあげて治してあげる事が出来ないのかと考えて居るのも事実です。」 (説明) 皆で狂人扱いして難を逃れようとするのは世の常です。

●●反論4 被控訴人らは理由を示した旨(判決書8頁中) 論理則違反

判決書の第3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断(3)イの、「被控訴人らが何らの理由も示さずに否認しているとはいえない」について、

これは別紙4(下記の訴訟中の名誉毀損3)の記述を指していますが、④から⑦の脈絡の無い誹謗中傷ないし因縁は、掲げた不法行為に対する、何の理由にも、なり得ません。

原審はこれを、私が狂人であると信じる理由になると解釈したものと思われますが、どのように理由になるのか、その解釈を示していませんが、一方でこれは名誉毀損の「現実の悪意」の証左ともなりえますから、解釈を示すべきです。

被上告人らが為すべきことは、理由を示して正当に反論することです。

以上により、この判定は、記述の反論3の名誉毀損の誤解釈の一因です。

第6 附属書類 副本10通

以上